

○総務省告示第六十二号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の三の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百三十六号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月四日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

事故発生状況報告

年 4月 1日分  
から  
年 3月 31日分まで

事業者名 \_\_\_\_\_  
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 \_\_\_\_\_  
電気通信主任技術者の氏名 \_\_\_\_\_

故障設備	事故発生件数											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 移動端末設備と接続される 端末系伝送路設備												
2 局設置遠隔収容装置又はき 線点遠隔収容装置												
3 デジタル加入者回線アクセ ス多重化装置												

[注1・2 略]

(日本産業規格A列4番)

備考 表中の「」の記号は出題の意。

事故発生状況報告

年 月分  
から  
年 月分まで

事業者名 \_\_\_\_\_  
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 \_\_\_\_\_  
電気通信主任技術者の氏名 \_\_\_\_\_

故障設備	事故発生件数		
	月	月	月
1 移動端末設備と接続される端末系伝送路設備			
2 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置			
3 デジタル加入者回線アクセス多重化装置			

[注1・2 同左]

(日本産業規格A列4番)

短辺